

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		特別の設備等の許可
根拠条例・規則名		さいたま市うらわ美術館条例
条 項		第9条
所 管 部 課		教育委員会事務局 生涯学習部 うらわ美術館（電話：048-827-3215）
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	未設定 申請は殆ど無く、あらかじめ審査基準を設定することが困難であるため、その都度審査する。
	設定等年月日	平成13年5月1日設定 平成 年 月 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	未設定 申請が殆ど無いため。
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		